

## 第5節 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する

ユニバーサルデザインの理念が社会に浸透する中、LD、ADHD等を含む障がいのある子どもたちが、その能力を最大限に発揮し主体的に生きる力を身に付けることが必要となっています。

このため、適正な就学指導の推進と就学機会の拡充を図るとともに、障がいの重度・重複化、多様化や社会の変化等を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズ(以下「ニーズ」という。)に応じたきめ細かな教育の充実を図り、保健・医療・福祉・労働機関等との連携を推進して子どもたちの自立、社会参加を支援します。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもの相互理解をより一層促進するため、地域に根ざし地域の中で共に学ぶ教育を推進します。

(5) 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する

適正就学の推進と教育機会の拡充  
障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実  
地域に開かれた教育の推進  
教育と保健・医療・福祉・労働機関等との連携の一層の充実

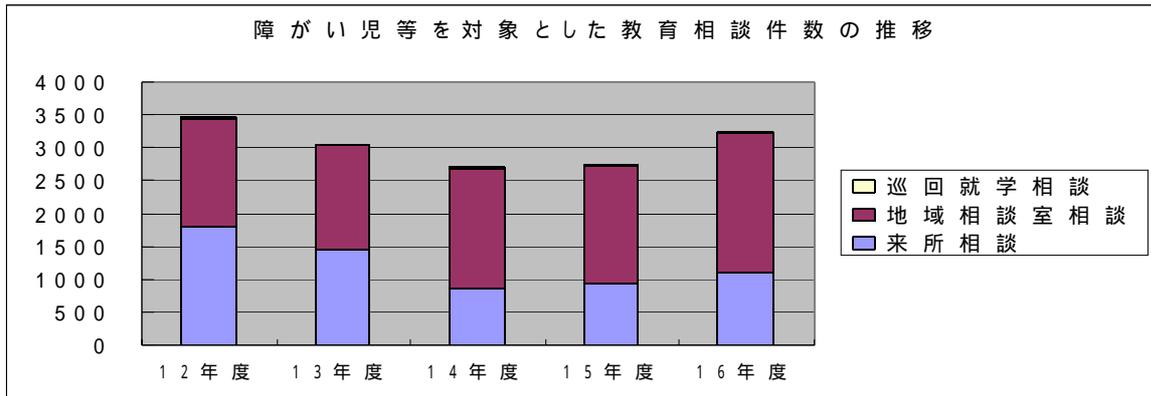
項 目	具体的施策の方向
<p>適正就学の推進と教育機会の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市町村教育委員会における特別支援教育体制整備の支援 障がい児の適正就学やLD、ADHD等を含む障がいのある子どもが、小・中学校等で適切な支援を受けられるよう、市町村教育委員会が行う特別支援教育体制の整備を支援します。</li> <li>▶ 特殊学級や通級指導教室の充実 LD、ADHD等を含む障がいのある児童生徒が、特殊学級等で適切な指導及び必要な支援を受けられるような弾力的な運用と充実に努めます。</li> <li>▶ 障がいのある児童生徒が共に学ぶための教育環境の整備・充実 小・中学校に在籍する重度視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由のある児童生徒への学習を支援したり、病気療養中の児童生徒の教育機会を拡充したりするなど、障がいのある子どもが地域の小・中学校、高等学校で、障がいのない子どもと共に学ぶことができる教育環境の整備・充実を図ります。</li> <li>▶ 小・中学校、高等学校における校内支援体制の充実 LD、ADHD等を含む障がいのある児童生徒が、小・中学校、高等学校で適切な支援を受けられるように特別支援コーディネーターを中心とした校内委員会の活性化を図るなど、校内支援体制の充実に努めます。</li> <li>▶ 医療的ケア支援体制の充実 たんの吸引などの医療的ケアが常時必要で、障がいがある重度の児童生徒が養護学校等に通学して共に学べるように、当該学校に看護師を配置し、必要な医療機器等を整備するなど、医療的ケア支援体制の充実を図ります。</li> </ul>

<p>障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 個々のニーズに応じた教育内容と方法の充実 児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じた個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用により、個々のニーズに応じた継続的で計画的な指導の充実を図ります。</li> <li>▶ 障がいの種別を超えた学校づくりの推進 障がいのある幼児・児童生徒が、できるかぎり地域の身近な場で教育が受けられるように、複数の障がいに対応できる障がい種別を超えた学校づくりを推進します。</li> <li>▶ 自閉症児の指導の充実 知的障がい自閉症を併せ有する幼児・児童生徒に対し、その特性や特別な指導内容・方法に着目した指導の充実に努めます。</li> </ul>
<p>地域に開かれた教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域の特別支援教育のセンター的機能の充実 盲・聾・養護学校の教職員の有する専門性や障がいに応じた施設・設備を生かして、地域の保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒やその保護者及び指導に当たる教員等への支援を行います。</li> <li>▶ 交流及び共同学習の充実 小・中学校等や地域において、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒等との交流及び共同学習の充実に努めます。</li> </ul>
<p>教育と保健・医療・福祉・労働機関等との連携の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 乳幼児時期から学校卒業後までを見通した支援が受けられる体制の充実 関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワーク化を図り、LD、ADHD等を含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児時期から学校卒業後まで見通して計画的に支援が受けられる体制整備に努めます。</li> </ul>

**語注**（第5節 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する）

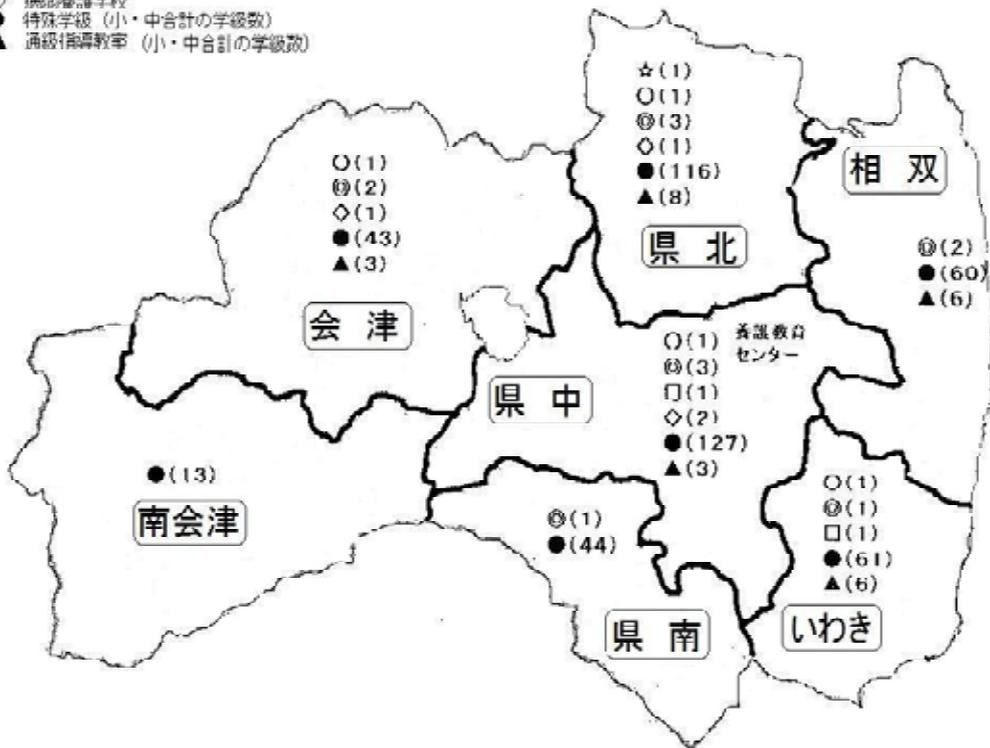
<p>通級指導教室</p>	<p>小・中学校の通常の学級で学んでいる障がいの軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた指導を受ける場を言う。</p>
---------------	---------------------------------------------------------------------------

障がい児等を対象とした教育相談件数の推移(H2～16)



◇特別支援教育関係機関・学校の配置状況(平成17年度)

- ☆ 盲学校
- 聾学校
- ◎ 知的障害養護学校
- 肢体不自由養護学校
- ◇ 病弱養護学校
- 特殊学級 (小・中合計の学級数)
- ▲ 通級指導教室 (小・中合計の学級数)



(特別支援教育グループ調べ)